別紙３

上峰町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 9,816	千円 11,050,345	千円 708,959	千円 835,559	% 7.6	% 4.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
R6年度	人 85	千円 293,426	千円 37,418	千円 113,049	千円 443,893

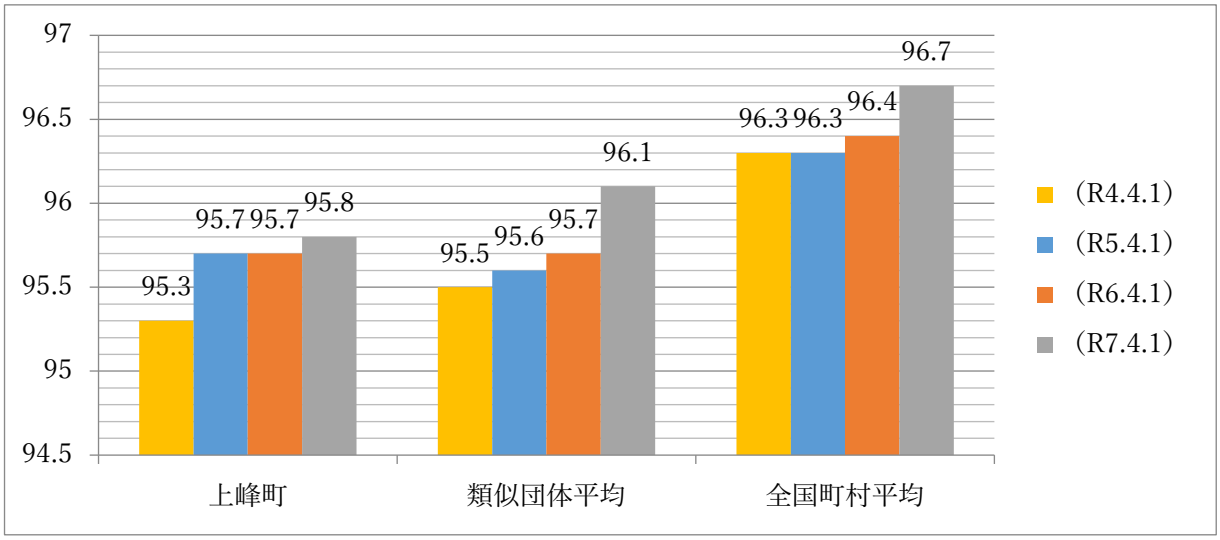
(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
5,397千円	5,840千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4)　給与改定の状況

本町は、人事委員会を設置していないので省略します。

(5)　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

給料表の見直し	実施
給料表の改正時期	令和７年４月１日
使用する給料表	佐賀県人事委員会勧告による給料表
内容	一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
他の給料表の取り扱い	他の給料表は、一般行政職との均衡を踏まえ実施

②地域手当の見直し

地域手当の支給無し

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、佐賀県と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施） 単身赴任手当の支給無し。

(6)特記事項

特になし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	40.8歳	299,179円	345,706円	319,461円
佐賀県	40.9歳	327,436円	386,850円	352,056円
国	41.9歳	332,237円	―	414,480円
類似団体	41.9歳	314,625円	367,764円	344,789円

②技能労務職

技能労務職については、在職者が１名のみであり、特定の個人が識別されるおそれがあるため、非公表としています。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		上　峰　町	佐　賀　県	国
一般行政職	大学卒	214,100円	220,700円	220,000円
	高校卒	188,100円	188,100円	188,000円
技能労務職	高校卒	200,200円	185,700円	―
	中学卒	―	―	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	216,175円	366,967円	378,000円	407,700円
	高校卒	243,533円	296,300円	369,700円	412,600円
技能労務職	高校卒	―　円	―　円	―　円	―　円
	中学卒	―　円	―　円	―　円	―　円

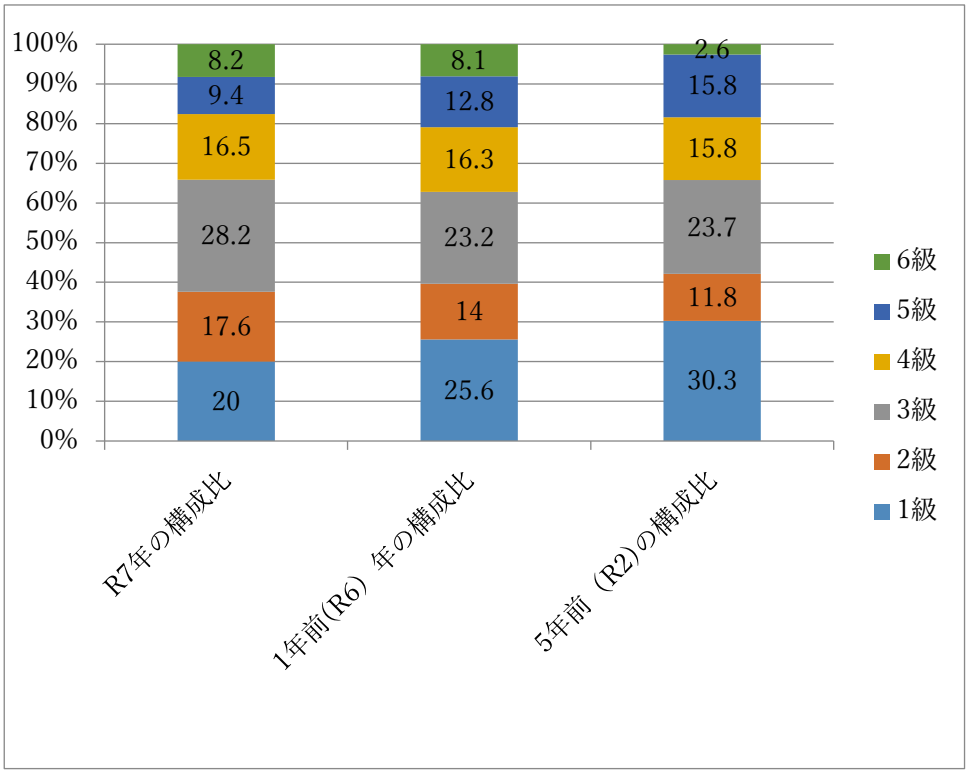
技能労務職については、在職者が１名のみであり、特定の個人が識別されるおそれがあるため、非公表としています。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

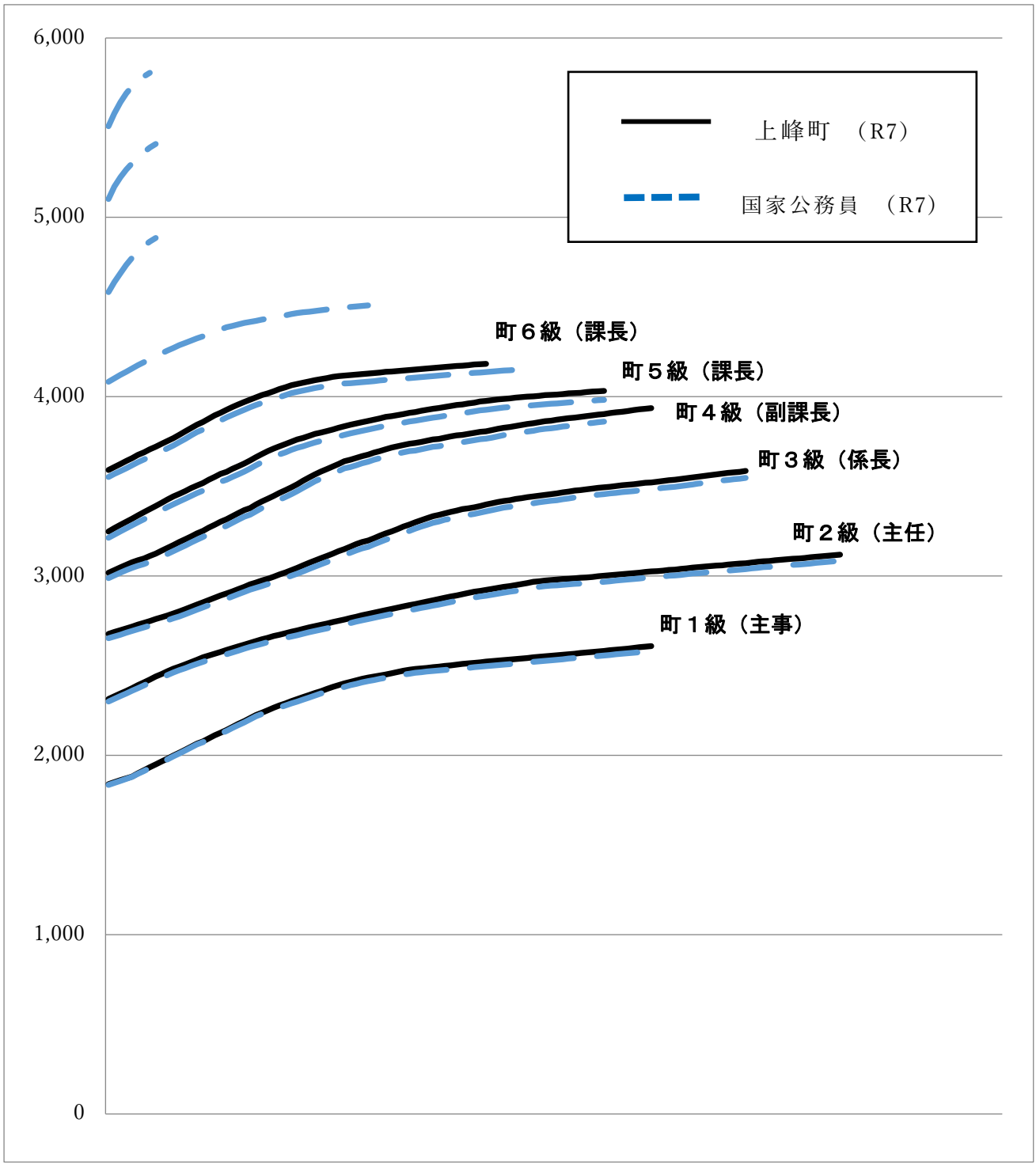
区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
○6　級	・高度な知識、経験を有する課長の職務	7 人	8.2 %	359,100円	418,300円
○5　級	・課長の職務 ・困難な職務を所掌する副課長の職務	8 人	9.4 %	324,800円	403,200円
○4　級	・副課長の職務 ・困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	14 人	16.5 %	301,800円	393,600円
○3　級	・主幹の職務 ・係長の職務 ・主査の職務	24 人	28.2 %	267,700円	358,600円
○2　級	・主任の職務	15 人	17.6 %	231,400円	311,900円
○1　級	・主事の職務 ・主事補の職務	17 人	20.0 %	183,900円	260,900円

（注）１　上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注）　平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上　峰　町	佐　賀　県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,348千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,730千円	－
(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.4)月分　(1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.4)月分　(1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.4)月分　(1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3級:5%　4・5・6級:10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				

	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

上峰町	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年 28.0395月分　33.27075 月分 勤続３５年 39.7575月分　47.70900 月分 最高限度　47.709 月分　47.70900 月分	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年 28.0395月分　33.27075 月分 勤続３５年 39.7575月分　47.70900 月分 最高限度　47.709 月分　47.70900 月分
調整率　83.7／100	調整率　83.7／100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）
自己都合　応募認定・定年 1人当たり 平均支給額　9,030千円　― 千円	―

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和７年４月１日現在）

地域手当の支給無し

(4) 特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	0.0％
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の身元の確認、現場検査立会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	15,350千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	274千円
支給実績（令和5年度決算）	19,286千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	275千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 扶養親族1人につき　10,000円 （16歳から22歳までの子　1人につき　5,000円加算）	同じ		5,216千円	200,643円
住居手当	持家　支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	異なる	支給限度額が少額	6,642千円	276,788円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000円～31,600円 （通勤距離片道2km未満は支給なし）	異なる	支給額が少額	2,473千円	51,527円
管理職手当	課長級　35,000円 副課長級　20,000円	異なる	定額制	8,255千円	305,741円

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町長	709,000円 （　—　円）	850,000円／505,800円
	副町長	589,000円 （　—　円）	710,000円／495,000円
報酬	議長	329,000円 （　—　円）	375,000円／210,000円
	副議長	266,000円 （　—　円）	307,000円／188,000円
	議員	246,000円 （　—　円）	286,000円／165,000円
期末手当	町長 副町長	（令和6年度支給割合） 3.45月分	
	議長 副議長 議員	（令和6年度支給割合） 3.45月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）（支給時期）
	町長	給料月額×在職1年につき×支給率(500/100)	14,180,000円　任期毎に支給
	副町長	給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)	6,926,640円　任期毎に支給
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

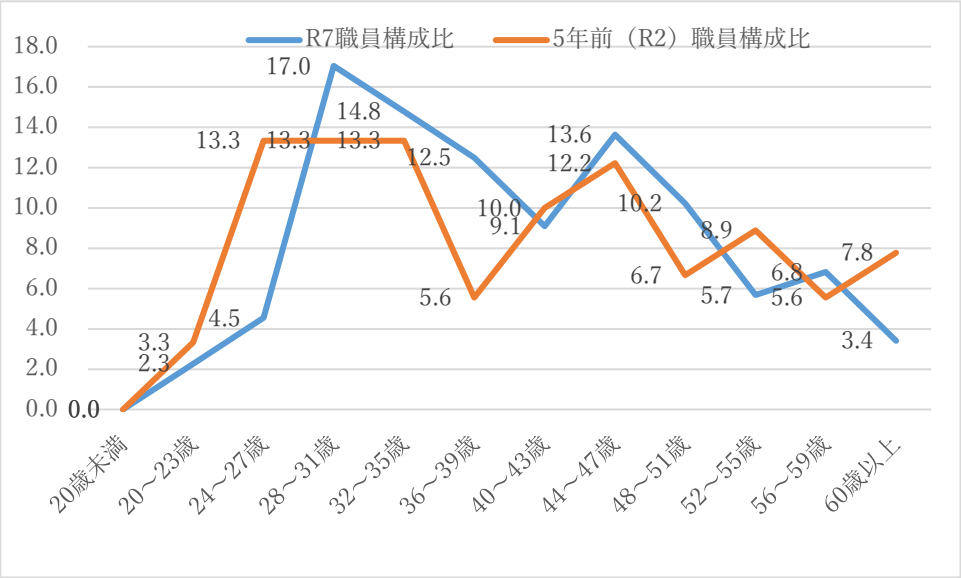
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和7年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	23	23	0	
		税務	8	8	0	
		民生	11	13	△2	退職、異動による減員
		衛生	9	9	0	
		農林水産	8	7	+1	副課長の増加
		土木	6	6	0	
		計	67	68	△1	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　67.89人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　121.01人）
	教育部門		15	17	△2	退職、異動による減員
	小計		82	85	△3	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　83.09人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　144.41人）
公営企業等会計部門	下水道		1	1	0	
	その他		15	15	0	
	小計		6	6	0	
合計			88 [91]	91 [91]	△3 [0]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　89.17人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 4	人 15	人 13	人 11	人 8	人 12	人 9	人 5	人 6	人 3	人 88

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	66	67	68	66	68	67	1(1.5%)
教育	15	17	14	15	17	15	0(－%)
消防	－	－	－	－	－	－	－(－%)
普通会計計	81	84	82	81	85	82	1(1.2%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	0(－%)
総合計	87	90	88	87	91	88	1(1.1%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）R5年度の総費用に占める職員給与費比率
R6年度	千円	千円	千円	%	%
	424,237	11,478	0	0	0

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1	3,303	426	1,275	5,004	5,004	6,188

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和７年３月31日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	36.9歳	269,800円	301,974円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円
事業者	一歳		一円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

上峰町	上峰町（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和6年度） 1,275千円	１人当たり平均支給額（令和6年度） 1,348千円
（令和6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.4)月分　(1.0)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.4)月分　(1.0)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3級：5%　4･5･6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3級：5%　4･5･6級：10%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

上峰町			上峰町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度	47.709 月分	47.709　月分	最高限度	47.709 月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給	なし	）	（退職時特別昇給	なし	）
1人当たり平均支給額	ー 千円	千円	1人当たり平均支給額	9,030千円	ー千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

地域手当の支給なし

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）			0.0％	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の身元の確認、現場検査立会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	118千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	118千円
支給実績（令和5年度決算）	172千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	172千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 扶養親族1人につき　10,000円 (16歳から22歳までの子　1人につき　　5,000円加算)	同じ	―	0千円	0円
住居手当	持家　支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	―	0千円	0円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000円～31,600円 (通勤距離片道2㎞未満は支給なし)	同じ	―	0千円	0円
管理職手当	課長級　　35,000円 副課長級　20,000円	同じ	―	0千円	0円